

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

中 期 計 画 （第 2 期）

平成 2 4 年 1 月

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

目 次

第 1	中期計画の期間	1
第 2	住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	2
1	日本海総合病院・日本海総合病院酒田医療センターの医療機能	2
(1)	日本海総合病院の医療機能	2
(2)	日本海総合病院酒田医療センターの医療機能（施設整備完成時）	3
(3)	施設整備	3
2	高度専門医療・回復期医療の提供及び医療水準の向上	4
(1)	高度専門医療・回復期医療の充実・強化	4
(2)	医療スタッフの確保及び資質向上	5
(3)	医療サービスの効果的な提供	6
(4)	教育研修事業の充実	7
3	患者・住民サービスの一層の向上	8
4	法令等の遵守と情報公開の推進	8
5	医療安全対策の充実・強化	8
第 3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	9
1	弾力的な運営体制の継続	9
2	診療体制、人員配置の弾力的運用	9
3	経営基盤の安定化	9
4	財務内容の改善に関する事項	10
第 4	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画、資金計画	11
1	予算	11
2	収支計画	12
3	資金計画	13
第 5	短期借入金の限度額	14
第 6	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	14
第 7	剰余金の使途	14
第 8	料金に関する事項	14
第 9	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	15
1	人事に関する事項	15
2	職員の就労環境の整備に関する事項	15
3	医療機器及び施設整備に関する事項	15
4	その他法人の業務運営に関する事項	16
5	法人が負担する債務の償還に関する事項	16
6	積立金の使途	17

第1 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 日本海総合病院、日本海総合病院酒田医療センターの医療機能

日本海総合病院及び日本海総合病院酒田医療センター（以下「酒田医療センター」という。）は、第2期中期計画期間において、次の表に掲げる医療機能を担う。なお、酒田医療センターにおいては、平成24年度中に施設整備が完了した後の医療機能とする。

(1) 日本海総合病院の医療機能

項目	概要
病床数	一般病床 642床 （うち、救命救急センター 24床） 感染症病床 4床 （合計 646床）
診療科	内科、循環器内科、消化器内科、内視鏡内科、精神科、神経内科、小児科、外科、乳腺外科、小児外科、心臓血管外科、呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、リハビリテーション科、皮膚科、産婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、救急科
特殊診療機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救命救急センター ICU（集中治療室）、HCU（準集中治療室）、ER（救急治療室）など ・ 急性期リハビリテーション機能 ・ 外来がん化学療法機能 ・ セカンドオピニオン外来 ・ 未熟児室 ・ 感染症病床 ・ 急性期人工透析 ・ 人間ドック ・ 地域医療室（地域連携・在宅療養支援など） ・ 地域がん診療連携拠点病院 ・ 災害拠点病院

(2) 日本海総合病院酒田医療センターの医療機能(施設整備完成時)

項目	概要
病床数	療養病床 114床
診療科	内科、リハビリテーション科
特殊診療機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回復期リハビリテーション機能 ・ 在宅医療支援機能（急性増悪時の入院、定期検査、処置等） ・ 地域医療室（在宅医療機能、訪問看護機能）

(3) 施設整備

酒田医療センターにおける医療機能を実施するため、所要の施設整備を行う。

- ・ 建設費の償還について十分可能となるよう、建設及び維持管理コストについても留意する。
- ・ 建設に当たっては、騒音等周囲の環境に影響がでないよう、住民への周知等に配慮する。

項目	内容
東棟改修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 70床(2病棟) ・ 機能訓練室
(仮称)回復期リハビリテーション病棟増築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 44床 ・ 通所リハビリテーション施設 ・ 給食施設
(仮称)エントランス棟	西棟の解体後に東棟と(仮称)回復期リハビリテーション病棟をつなぎ入口部分となるもの。

※ 西棟解体は東棟改修、(仮称)回復期リハビリテーション病棟増築の完成後に実施する。

2 高度専門医療・回復期医療の提供及び医療水準の向上

(1) 高度専門医療・回復期医療等の充実・強化

① 診療体制の充実

医療需要の質的・量的変化、医療制度の改正、また、新たな医療課題に適切に対応するため、次のとおり診療部門の充実及び見直しを行う。

a) 救急医療(日本海総合病院)

- ・救命救急センターにおける専門医の育成等の機能強化・充実
- ・酒田地区広域行政組合の酒田救急ワークステーションとの連携強化、ドクターカーの検討
- ・地元医師会等との連携による平日夜間救急診療体制の維持、強化
- ・山形県ドクターヘリの運航開始に伴う、受け入れ態勢等の整備

b) がん医療(日本海総合病院)

- ・地域がん診療連携拠点病院としての機能充実
- ・PET-CTの運用開始(平成24年6月頃)によるがん治療の強化
- ・手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた治療の実施
- ・緩和ケア医療の充実
- ・セカンドオピニオン外来の充実
- ・院内がん登録機能、相談支援体制の充実

c) 脳卒中・急性心筋梗塞(日本海総合病院、酒田医療センター)

- ・救命救急センターと関係各科、リハビリテーション部門との連携強化
- ・CT、MRI検査の24時間対応
- ・日本海総合病院における急性期リハビリテーションの充実及び酒田医療センターにおける回復期リハビリテーションとの連携強化

d) 糖尿病(日本海総合病院)

- ・チーム医療による食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた教育入院等の集中的治療の充実

e) 回復期リハビリテーション(酒田医療センター)

- ・回復期リハビリテーション機能の充実
- ・通所リハビリテーションの実施

f) 在宅医療支援及び療養支援(日本海総合病院、酒田医療センター)

- ・地域の介護機関・福祉機関・医療機関との連携を強化するための窓口・相談機能の充実
- ・かかりつけ医と連携した急性増悪に対する入院受入や定期的に必要な検査、処置の実施などの在宅患者や介護・福祉機関の患者に対する医療支援
- ・社団法人酒田地区医師会十全堂訪問看護ステーション スワンの酒田医療センター内への設置による地域連携の強化

②高度医療機器の計画的な更新・整備

- ・ 高度専門医療等の充実のため、中期計画期間中における医療機器の更新・整備計画を策定し、高度医療機器の計画的な更新・整備を行う。
- ・ 中期計画期間中は、新たにPET-CTの運用開始や地域医療の向上に寄与する高度先端医療機器の導入や関連大学との共同使用の検討等を行う。
- ・ 高度医療機器の更新・整備に当たっては、稼働率や収支の予測を十分に行った上で進めるとともに、中期計画期間中及び将来の収支計画に配慮した上で、必要に応じリース契約の活用も検討する。

③災害時や健康危機における医療協力

- ・ 災害時には、災害拠点病院として患者を受け入れるとともに、県の要請に基づき、又は自ら必要と認めたときは、DMAT（災害派遣災害チーム）等、医療スタッフを現地に派遣して医療救護活動を実施する。
- ・ 災害発生時に備え、地域の医療機関、医師会、自治体等が参加する災害医療訓練を年1回実施するとともに、地域の医療従事者を対象とした災害医療研修を実施する。
- ・ 災害発生時に備え、小型非常用発電装置、医薬品、診療材料、飲料水などの配備・備蓄を行う。
- ・ 水害、津波災害に備えて、非常用発電装置の浸水防止工事を実施する。
- ・ 非常用発電機の燃料や医薬品等の優先納入体制の整備を図る。
- ・ 日本海総合病院においては、新型インフルエンザなどの新たな感染症など地域の健康危機事象に山形県と連携して所要の責務を担うとともに、その受け入れ等の体制を整備する。

④政策医療の実施

- ・ がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・小児医療・周産期医療などの高度専門医療についても、「山形県保健医療計画」等と整合性を図りながら、民間の医療機関では導入が困難な技術、先進的な技術を先駆けて導入するなど、地域の中核的医療機関としての役割を果たしていく。
- ・ 日本海総合病院においては、第二種感染症指定医療機関として、所要の責務を担うとともに、速やかな感染症患者の受け入れ体制を整備する。
- ・ 日本海総合病院においては、認知症疾患医療センターを運営し、認知症疾患患者の専門医療相談、鑑別診断等について継続して実施していく。

(2) 医療スタッフの確保及び資質向上

①医療人材の確保・育成

- ・ 高度専門医療等の水準を維持・向上させるため、大学等関係機関との連携の強化や教育研修の充実により、優秀な医師の確保、育成に努める。

- ・ 臨床研修医及びレジデント（専門分野の研修医をいう。）の受入れ拡大に努めるため、教育研修体制の充実を図るとともにレジデントハウスの建築等について検討、実施を行う。
- ・ 看護職の専門性の向上を図るため、認定看護師・専門看護師の資格取得を促進する。
- ・ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の技術職について、研修等を充実し、専門技能の向上を図る。
- ・ 看護師や薬剤師、技師等が、がんや心疾患、糖尿病等に対するチーム医療の実施において、医師とともにメディカルスタッフの一員として、その役割を果たせるよう必要に応じ体制整備を進める。

②事務職員の確保と専門性の向上

- ・ 病院経営機能の強化を図るため、事務職員について、プロパー職員の採用等を段階的に進め、研修の充実等による専門的知識の習得を図る。
- ・ 診療情報管理士など専門職種^①の配置、取得に努めるとともに委託職員の資質向上を図る。

(3) 医療サービスの効果的な提供

①地域連携の推進

- ・ 庄内地域における中核的な医療機関としての役割を果たすと同時に、他の医療機関との役割分担と連携を強化し、地域医療機関との紹介率・逆紹介率の向上や、地域連携クリティカルパス^(注)の整備、普及等に取り組む。
- ・ 地域包括支援センターや地域の介護・福祉機関との連携を強化し、介護・福祉機関への患者情報の積極的な提供や、退院時カンファレンスの取組の強化等により、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供ができるように努める。

②ITネットワークの活用（「ちようかいネット」の活用推進）

- ・ 平成23年度からインターネットを利用して日本海総合病院の電子カルテ情報（診療録、処方、注射、検査、画像、サマリーなど）を地域内の病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護・福祉施設などで閲覧できるようにし、また、ファイル化された診療情報を病院や診療所等の相互間で送受信できるシステム（「ちようかいネット」）について、利用する医療機関等の拡大を図る。
- ・ がん、脳卒中、心筋梗塞などの地域連携クリティカルパスについても「ちようかいネット」を活用した運用を行なう。

③地域連携クリティカルパスの活用

- ・ 5大がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病などについて効果的な医療を提供し、患者負担の軽減にも寄与するため、クリティカルパス^(注)の作成及び適用を進める。

注) クリティカルパス (クリニカルパス)

医療の内容を標準化し、質の高い医療を提供することを目的として、疾患ごとに入院から退院までの経過や検査の予定などをスケジュール表のようにまとめたもの。

地域連携クリティカルパスは、これを地域の複数の医療機関同士でまとめ、それぞれの医療機関の役割や治療の内容をまとめたもの。

(4) 教育研修事業の充実

①庄内地域における医療水準の向上

- ・ 地域の中核的な医療機関として、山形大学、東北大学、県立保健医療大学、県立病院などとの人材交流や研修を通して質の高い医療従事者の育成を推進し、庄内地域における医療水準の向上を進める。
- ・ 平成23年度から日本海総合病院内に開設された山形大学医学部先端分子疫学研究所酒田分室の研究支援体制を継続するとともに、同大学医学部との共同研究等の推進に努める。
- ・ 医師の負担の軽減により、医師確保と定着化を促進するため、短時間正職員制度など多様な勤務形態の導入を検討するとともに、医師事務作業補助者（以下「医療クラーク」という。）など医師を支援する職種の活用を推進する。
- ・ 酒田市立看護専門学校の実習施設として継続して協力するとともに、同校の教員部門を当法人が担うことから、その看護教員の計画的な養成を図る。

②住民の意識の啓発

- ・ 地域住民を対象としたセミナー、病院広報紙などの発行を積極的に行い、住民の医療や健康に対する意識の啓発に努める。
- ・ 他の機関が行う地域の医療従事者や住民に対するセミナー等への講師派遣についても積極的に行う。

3 患者・住民サービスの一層の向上

- ・ 日本海総合病院においては、外来診療の待ち時間調査を実施し、実態や患者ニーズを把握しながら、患者の利便性の向上に努める。
- ・ 患者、利用者の意見・要望等を聞く投書箱を今後も設置し、一層のサービス向上と業務改善の取組を進める。
- ・ 日本海総合病院においては、既存棟である外来棟や東西病棟を中心に、外来待合室、診察室、病室、デイルーム、廊下、トイレ、洗面、その他の設備などの改修・補修に取り組み、快適な院内環境の整備に努める。
- ・ 日本海総合病院においては、外来患者等の来院状況等を勘案し、患者用駐車場の拡張について検討、実施する。
- ・ 地域住民に対する医療セミナーの開催など、患者・住民の目線に立ったサービスの向上の取組を進める。

4 法令等の遵守と情報公開の推進

- ・ 法令等に基づき、医療従事者としての行動規範、倫理等について規則化し、所要の研修を行う。
- ・ 医療情報のセキュリティ対策の向上に努めるとともに職員、委託職員を含めた院内研修を実施する。
- ・ インフォームド・コンセントを徹底するほか、カルテ・レセプト等医療情報の情報開示については、山形県情報公開条例及び個人情報保護条例の適用のもとに、県の機関に準じて適切に対応する。

5 医療安全対策の充実・強化

- ・ 安全・安心な医療を提供するための安全管理体制を整備し、インシデントのレポート収集、分析とリスク回避の方策の周知を進めるため、院内研修会の開催や定期的な院内広報の発行など、患者安全管理体制の推進・強化に努める。
- ・ アクシデントが発生した場合は、迅速に対応するとともに、速やかに報告書を作成し、医療安全管理者に報告する。医療安全管理者は各部署の患者安全推進者と連携し、事故の分析を行い、適切な再発防止策を講じ、医療安全の向上に努める。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 弾力的な運営体制の継続

- ・ 中期目標に基づく中期計画及び年度計画に掲げる目標を達成するため、効率的・効果的な業務運営体制を継続する。
- ・ 予算執行については、年度間・科目間で弾力的な運用ができる会計制度を継続し効率的・効果的な執行を行う。

2 診療体制、人員配置の弾力的運用

- ・ 医療需要の変化に迅速に対応するため、運営する2病院間の人事交流を含め、医療従事者等の弾力的な配置を行う。
- ・ 短時間勤務正職員制度の検討など多様な雇用形態について検討を行う。
- ・ 引き続き医師はじめ職員の負担軽減を図るため、医療クレーンや看護補助者等の積極的な活用を推進する。

3 経営基盤の安定化

(1) 収入の確保

病床利用率については、以下のとおりの標準的な目標値を設定し、病床回転率、看護体制等を勘案して、効果的な病床管理を徹底する。

◆病床利用率に係る標準的な目標値

	平成 23 年度 (見込)	平成 24 年度	平成25～27年度
日本海総合病院	84.8% (646 床)	81%～85% (646 床)	81%～85% (646 床)
日本海総合病院 酒田医療センター	57.5% (114 床)	61%～65% (114 床)	90%～94% (114 床)

(2) 医療機器の稼働率

- ・ MRI や CT などの医療機器の稼働率については、平成 22 年度の水準の稼働率を維持する。また、地域連携の視点だけでなく、医療機器の有効活用の視点からも、一部の医療機器については、開業医等からの受託検診等を推進する。
- ・ PET-CT については、1 日あたり 5～6 人の利用を見込む。

＜参考＞平成 22 年度の機器使用件数

- ・MRI 8,185 件（日本海総合病院、酒田医療センター合計）
- ・CT 25,726 件（日本海総合病院、酒田医療センター合計）

4 財務内容の改善に関する事項

人件費、材料費については、その節減に努め、中期計画期間中においては、退職手当引当金を除く人件費等の対医業収益比率が、平成 21 年度における全国の 500 床以上の黒字の公立病院の平均値を上回らないことを目標とする。

＜参考＞500 床以上の全国の黒字公立病院の対医業収益比率（平成 21 年度）

人件費 49.2%（退職手当引当金を除く）

材料費 27.6%

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実行することにより、中期計画期間中、毎年度、経常収支比率100%以上を達成する。

1 予算(平成24~27年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
営業収益	63,593
医業収益	61,145
運営費負担金	2,448
営業外収益	4,516
運営費負担金	4,151
その他営業外収益	365
資本収入	8,748
運営費負担金	4,295
長期借入金	4,016
その他資本収入	437
その他の収入	13
計	76,870
支出	
営業費用	59,123
医業費用	58,302
給与費	30,837
材料費	15,773
経費	11,451
その他医業費用	241
一般管理費	820
営業外費用	2,776
資本支出	12,039
建設改良費	4,903
償還金	7,136
その他の費用	272
計	74,210

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(以下、同じ)

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動等は考慮していない。

(以下、同じ)

(注3) 建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金等については、資本助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（平成24～27年度）

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	68,120
営業収益	63,593
医業収益	61,145
運営費負担金	2,448
営業外収益	4,516
運営費負担金	4,151
その他営業外収益	365
臨時利益	12
支出	67,920
営業費用	64,390
医業費用	63,570
給与費	30,837
材料費	15,773
経費	11,451
減価償却費	5,268
その他医業費用	241
一般管理費	820
営業外費用	2,776
臨時損失	754
純利益	200

3 資金計画（平成24～27年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	82,038
業務活動による収入	68,120
診療業務による収入	61,145
運営費負担金による収入	6,599
その他の業務活動による収入	376
投資活動による収入	4,729
運営費負担金による収入	4,295
その他の投資活動による収入	434
財務活動による収入	4,020
長期借入による収入	4,016
その他の財務活動による収入	4
前期中期目標の期間よりの繰越金	5,169
資金支出	74,210
業務活動による支出	62,170
給与費支出	30,837
材料費支出	15,773
その他の業務活動による支出	15,560
投資活動による支出	4,904
有形固定資産の取得による支出	4,903
その他の投資活動による支出	1
財務活動による支出	7,136
長期借入の返済による支出	2,445
移行前地方債償還債務の償還による支出	4,691
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	7,829

第5 短期借入金の限度額

1 限度額 4, 000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等による一時的な資金不足への対応

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・修繕、医療機器の購入等に充てる。

第8 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

- (1) 病院を利用する者からは、使用料を徴収する。
- (2) 料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に関する食事療養、入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）の規定により算定した額（以下「告示等による算定額」という。）並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）の規定により算定した額とする。
- (3) 前項の規定にない使用料及び手数料の額は、次に定めるところによる。
 - ・ 山形労働局、地方公務員災害補償基金山形県支部その他の団体等との間における診療契約によるものについては、その契約の定める額とする。
 - ・ 前号以外にあっては、理事長が別に定める額とする。

2 使用料及び手数料の減免

理事長が、特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができるものとする。

第9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する事項

- ・ 地域の中核となる医療機関として、地域住民の医療ニーズの変化に応え、高度な専門知識と技術に支えられた良質な安全な医療を提供するため、医師等の医療従事者や専門家など必要とされる優れた人材を採用していくとともに、適材適所の人事に努めていく。
- ・ 医療面はもとより経営面においても、専門的ノウハウを法人に蓄積するため、継続性のある人事に努めていく。
- ・ 人材の育成や能力開発を行うための研修を実施するとともに、職員の業務を適切に評価し、かつ、透明性・公平性を確保することのできる人事システムを確立する。

2 職員の就労環境の整備に関する事項

- ・ 専門的能力を十分に活用し、効果的な病院運営を行うため、職員の事情に応じてその能力を発揮できるような柔軟な勤務形態などを取り入れるとともに、職員の安全・安心に配慮した病院運営を行う。
- ・ 育児中の職員のために現在の院内保育所の24時間対応や病児・病後児保育を継続するなど、職員の就労環境の改善に努める。

3 医療機器及び施設整備に関する事項

本中期計画期間中における医療機器・施設整備に関する総投資額については、以下のとおりとする。

なお、医療機器・施設整備に当たっては、費用対効果、地域住民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に判断して着実に実施することとする。

また、高額な医療機器等の更新及び整備については、償還等の負担を十分に考慮し計画的に行う。

【中期計画期間にかかる医療機器・施設整備に関する計画】

(単位：百万円)

区 分	予 定 額	財 源
資本支出		
建設改良費	4, 9 0 3	
日本海総合病院	3, 7 8 1	
施設整備	6 7 6	
医療機器等	3, 1 0 5	設立団体からの 長期借入金等
320列CT、PET-CT		
電子カルテ更新等		
酒田医療センター	1, 1 2 2	
増築・改修工事	9 5 9	
医療機器等	1 6 3	
リハビリ機器、調理機器等		

4 その他法人の業務運営に関する事項

- ・自然環境にやさしい病院づくりのため、ソーラーパネルの設置等の検討を行う。
- ・人間ドック機能については、財団法人山形県結核成人病予防協会や診療所等との連携、機能分担について検討し、地域の検診体制の強化・連携を図る。

5 法人が負担する債務の償還に関する事項

山形県・酒田市病院機構は、山形県及び酒田市に対して負担する債務の元利償還を確実に行う。

(1) 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

区 分	前期残高	中期計画期間中償還予定額				
		H24	H25	H26	H27	計
法人計	10, 653	1, 116	1, 176	1, 187	1, 212	4, 691
日本海総合病院	10, 150	1, 031	1, 091	1, 102	1, 128	4, 352
酒田医療センター	503	85	85	85	84	339

(2) 長期借入金

(単位：百万円)

区 分	前期残高	中期計画期間中償還予定額				
		H24	H25	H26	H27	計
法人計	6, 062	460	532	581	872	2, 445
日本海総合病院	5, 816	460	531	560	848	2, 399
酒田医療センター	246	0	1	21	24	46

6 積立金の使途

前期中期目標期間の繰越積立金については、施設の整備、医療機器の購入等に充てる。